

第47回 定時株主総会招集ご通知

開催日時 2025年6月25日(水曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

開催場所 大阪市中央区本町橋2番8号
大阪商工会議所 6階 末広の間

決議事項 <会社提案>
第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

<株主提案>
第5号議案 剰余金を処分する件
第6号議案 株主価値向上・非公開化検討委員会の設立に係る定款変更の件
第7号議案 取締役の定員等に係る定款変更の件

書面及びインターネット等による議決権行使期限

2025年6月24日(火曜日)午後5時20分まで

当日御出席の株主様へのお土産の御用意はございません。
何卒御理解くださいますようお願い申し上げます。

 **大阪製鐵株式会社**

証券コード：5449

株主各位

(証券コード 5449)
2025年6月3日
(電子提供措置の開始日2025年6月2日)

大阪市中央区道修町三丁目6番1号

大阪製鐵株式会社

代表取締役社長 谷 潤 一

第47回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第47回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第47回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.osaka-seitetsu.co.jp/ir/meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コードを入力検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

株主の皆様におかれましては、書面またはインターネット等により事前の議決権行使ができませんので、**お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月24日（火曜日）当社営業時間終了の時（午後5時20分）までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。**

敬具

1 日 時 2025年6月25日(水曜日)午前10時

2 場 所 大阪府中央区本町橋2番8号 大阪商工会議所 6階 末広の間

3 目的事項 報告事項 1.第47期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2.第47期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項 <会社提案>

第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 取締役7名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

<株主提案>

第5号議案 剰余金を処分する件

第6号議案 株主価値向上・非公開化検討委員会の設立に係る定款変更の件

第7号議案 取締役の定員等に係る定款変更の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会へ出席される場合



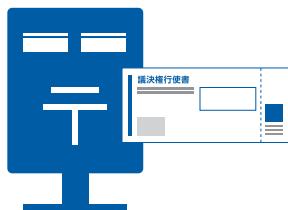
同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付へご提出ください。

開催日時

2025年6月25日(水曜日) 午前10時～

株主総会に出席いただけない場合

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、会社提案の議案には「賛」、株主提案の議案には「否」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2025年6月24日(火曜日) 午後5時20分必着

インターネット等による議決権行使



議決権行使サイトにアクセスいただき、賛否をご入力ください。(詳細は次ページ「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照ください。)

行使期限

2025年6月24日(火曜日) 午後5時20分まで

※書面とインターネット等により二重で議決権を行使された場合は、インターネット等による行使を有効といたします。
また、インターネット等により複数回議決権行使をされた場合は、最後に行われた行使を有効といたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、以下に記載の議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月24日(火曜日) 午後5時20分まで

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金や通信料金等は株主様のご負担となります。

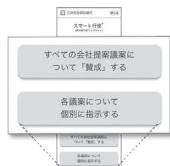
QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」により、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、右記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

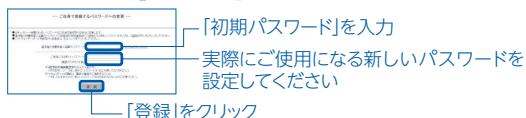
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使に関してご不明な点につきましては、右記に問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート
 **0120-652-031**
(受付時間 午前9:00～午後9:00)

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJの運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

書面による議決権行使のご案内

記入方法のご案内

議決権行使書

株主番号 議決権行使回数

大阪製鐵株式会社 御印

私は、2025年6月25日開催の株主総会（臨時株主総会）における各議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。
2025年6月 日

| 会社提案 | | | |
|-------|-------------------------|-------|-------|
| 第1号議案 | 第2号議案 (下の被割 きを除く) | 第3号議案 | 第4号議案 |
| 賛 | 賛 | 賛 | 賛 |
| 否 | 否 | 否 | 否 |

| 株主提案 | | |
|-------|-------|-------|
| 第5号議案 | 第6号議案 | 第7号議案 |
| 賛 | 賛 | 賛 |
| 否 | 否 | 否 |

（ご印留）当社取締役会は株主提案につきまして、そのいずれにも反対しております。株主提案に反対の場合は「否」に○印でご表示下さい。

インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。株主総会にご出席の際は、上の用紙の右頁を切り離さずそのまま会場受付にご提出下さい。

大和証券株式会社

お願い

- 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使用紙に賛否をご表示いただき、2025年6月24日午後5時20分までに到着するように返送下さい。
- 第2号議案の賛否をご表示の際は、一部の候補者につき別なる意図を表示される場合は、「株主総会参考書類」に記載の当該候補者の番号をご記入下さい。
- 賛否にご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと行役をご記入下さい。
- 議決権をインターネットで行使される場合、下のQRコードをスマートフォンで読み取るか、裏面記載のウェブサイトにてアクセスし2025年6月24日午後5時20分までにご行使下さい。この場合、議決権行使書を送付される必要はありません。

第1号議案から第4号議案は当社取締役会からご提案させていただき議案です。

第5号議案から第7号議案は一部の株主様からのご提案です。取締役会としてはこれらの議案いずれにも反対しております。詳細は19ページ以降をご参照ください。

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

- ▶ 賛成の場合：「賛」の欄に○印
- ▶ 反対の場合：「否」の欄に○印

記入例

取締役会の意見にご賛同いただける場合

| 会社提案 | | | |
|-------|-------------------------|-------|-------|
| 第1号議案 | 第2号議案 (下の被割 きを除く) | 第3号議案 | 第4号議案 |
| 賛 | 賛 | 賛 | 賛 |
| 否 | 否 | 否 | 否 |

| 株主提案 | | |
|-------|-------|-------|
| 第5号議案 | 第6号議案 | 第7号議案 |
| 賛 | 賛 | 賛 |
| 否 | 否 | 否 |

取締役会の意見に反対される場合

| 会社提案 | | | |
|-------|-------------------------|-------|-------|
| 第1号議案 | 第2号議案 (下の被割 きを除く) | 第3号議案 | 第4号議案 |
| 賛 | 賛 | 賛 | 賛 |
| 否 | 否 | 否 | 否 |

| 株主提案 | | |
|-------|-------|-------|
| 第5号議案 | 第6号議案 | 第7号議案 |
| 賛 | 賛 | 賛 |
| 否 | 否 | 否 |

株主総会参考書類

議案及び参考事項

〈会社提案〉(第1号議案から第4号議案まで)

第1号議案 剰余金の配当の件

剰余金の配当につきましては、業績に応じて適切に株主の皆様へ利益を還元していくべきものと考えております。

当社の属する普通鋼電炉業界は、主原料のスクラップ価格及び主要製品の市況変動が大きく、これにより業績が大きく影響されます。当社は、こうした業界にあって経営基盤の長期安定に向けたゆるぎない財務体質の構築を進めるとともに、企業としての資産効率の改善にも努め、企業価値の安定的向上を目指します。

この方針のもと、当期の期末配当につきましては、1株につき19円とさせていただきます。存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金19円 配当総額 739,463,413円

なお、中間配当として1株につき金15円をお支払いしておりますので、当期の年間を通じた剰余金の配当は1株につき金34円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月26日

第2号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（8名）の任期が満了いたします。

つきましては、社外取締役3名を含む取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者 番号 | 氏 名 | | 現在の地位、担当及び重要な兼職の状況 | 取締役会 出席率 |
|-----------|---------|------------------|--|------------------|
| 1 | 谷 潤 一 | 重任 | 代表取締役社長 | 100% (10/10回) |
| 2 | 関 野 孝 志 | 重任 | 常務取締役、経営企画・総務・財務関係会社管理に関する事項管掌、営業・物流、購買・外注管理に関する事項管掌 | 100% (10/10回) |
| 3 | 水 谷 友 則 | 新任 | 常務執行役員 | -% (-/-回) |
| 4 | 今 中 一 雄 | 重任 | 取締役、大阪事業所長、大阪事業所堺工場長、大阪事業所恩加島工場長 | 100% (13/13回) |
| 5 | 石 川 博 紳 | 重任 社外 独立役員 | 社外取締役、(株)関西再資源ネットワーク顧問 | 92% (12/13回) |
| 6 | 松 沢 伸 也 | 重任 社外 独立役員 | 社外取締役、塩野義製薬(株)法務部顧問 | 100% (13/13回) |
| 7 | 佐 藤 光 宏 | 重任 社外 独立役員 | 社外取締役 | 100% (13/13回) |

(注) 取締役会開催の回数に書面決議は含まれておりません。



候補者番号

1

谷 潤 一

重任

1962年11月26日生

所有する当社
株式の数
2,200株

取締役在任期間
(本総会終結時)
1年

2024年度における
取締役会への出席状況
10/10回
(100%)

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|-----------------------------------|----------|-----------------------|
| 1987年 4月 | 住友金属工業(株) (現 日本製鉄(株)) 入社 | 2018年 4月 | 同社執行役員八幡製鐵所長委嘱 |
| 2008年 4月 | 同社鋼板・建材カンパニー鹿島製鐵所製鋼部長 | 2020年 4月 | 日本製鉄(株)常務執行役員九州製鐵所長委嘱 |
| 2010年10月 | (株)住金鋼鉄和歌山取締役製鋼部長 | 2021年 4月 | 同社常務執行役員東日本製鐵所長委嘱 |
| 2012年10月 | 新日鐵住金(株) (現 日本製鉄(株)) 和歌山製鐵所生産技術部長 | 2024年 4月 | 同社執行役員 当社顧問 |
| 2014年 4月 | 同社八幡製鐵所製鋼部長 | 2024年 6月 | 当社代表取締役社長 現在に至る |
| 2016年 4月 | 同社八幡製鐵所副所長 | | |
| 2017年 4月 | 同社執行役員安全推進部長 委嘱 | | |

【取締役の選任理由】

谷 潤一氏は、鉄鋼業における豊富な業務知識と経験を有するとともに、生産技術分野や製造現場の統括等の実績を踏まえ、優れたリーダーシップを有することから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものがあります。



候補者番号

2

せきの たか し
関野孝志

重任

1965年10月15日生

所有する当社
株式の数

1,500株

取締役在任期間
(本総会終結時)

1年

2024年度における
取締役会への出席状況

10/10回
(100%)

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|----------------------------------|----------|--|
| 1989年 4月 | 新日本製鐵(株) (現 日本製鐵(株)) 入社 | 2020年 4月 | 日本製鐵(株)参与グローバル事業推進部グローバル事業支援センター長 |
| 2013年 4月 | 新日鐵住金(株) (現 日本製鐵(株)) 大分製鐵所工程業務部長 | 2023年 4月 | 同社参与 東南アジア日本製鐵(株)社長 |
| 2016年 6月 | ニホンスチール&スミトモメタルアメリカ社シカゴ事務所長 | 2024年 4月 | 当社常務執行役員 |
| | | 2024年 6月 | 当社常務取締役、経営企画・総務・財務・関係会社管理に関する事項管掌、営業・物流、購買・外注管理に関する事項管掌 現在に至る |

【取締役の選任理由】

関野孝志氏は、鉄鋼業における豊富な業務知識と経験を有するとともに、海外事業に幅広く精通し、営業分野等において優れた実績を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



候補者番号

3

みず たに とも のり
水谷友則

新任

1965年7月30日生

所有する当社
株式の数

0株

取締役在任期間
(本総会終結時)

-年

2024年度における
取締役会への出席状況

-/-回
(-%)

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|-------------------------|----------|-----------------------------|
| 1990年 4月 | 新日本製鐵(株) (現 日本製鐵(株)) 入社 | 2019年 4月 | 同社参与、建材事業部形鋼・スパイラル鋼管技術部長 |
| 2010年 4月 | 同社堺製鐵所形鋼部大形工場長 | 2021年 4月 | 同社参与、厚板・建材事業部形鋼・スパイラル鋼管技術部長 |
| 2012年 4月 | 同社堺製鐵所形鋼部長 | 2025年 4月 | 当社常務執行役員 現在に至る |
| 2013年 4月 | 同社鹿島製鐵所形鋼部長 | | |
| 2018年 4月 | 同社鹿島製鐵所副所長 | | |

【取締役の選任理由】

水谷友則氏は、鉄鋼業における豊富な業務知識と経験を有するとともに、製造分野の統括等において優れた実績を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、新たに取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社
株式の数
9,100株

取締役在任期間
(本総会終結時)
5年

2024年度における
取締役会への出席状況
13/13回
(100%)

候補者番号

4

いま なか かず お
今 中 一 雄

重任

1962年8月4日生

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|----------------------------------|---------|--|
| 1985年4月 | 新日本製鐵(株) (現 日本製鐵(株)) 入社 | 2020年6月 | 当社取締役生産技術部長、購買・外注管理部長、安全環境防災、設備技術に関する事項管掌 |
| 2011年7月 | 同社広畑製鐵所電磁鋼板工場長 (部長) | 2022年4月 | 当社取締役大阪事業所長、大阪事業所堺工場長 現在に至る |
| 2012年10月 | 新日鐵住金(株) (現 日本製鐵(株)) 広畑製鐵所電磁鋼板部長 | 2024年6月 | 当社取締役大阪事業所長、大阪事業所堺工場長、大阪事業所恩加島工場長 現在に至る |
| 2014年4月 | 同社広畑製鐵所ブリキ部長 | | |
| 2017年4月 | JCAPCPL社副社長 | | |
| 2020年4月 | 当社執行役員生産技術部長、購買・外注管理部長 | | |

【取締役の選任理由】

今中一雄氏は、鉄鋼業における豊富な業務知識と海外勤務の経験を有するとともに、当社入社以来、生産技術分野や製造現場の統括等において優れた実績を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社
株式の数

0株

取締役在任期間
(本総会終結時)

7年

2024年度における
取締役会への出席状況

12/13回
(92%)

候補者番号

5

いし かわ ひろ のぶ
石 川 博 紳

重任

社外

独立役員

1954年12月4日生

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|---|----------|---|
| 1979年 4月 | 三井物産(株)入社 | 2016年 5月 | クレーブ・ワールドワイド AB インターナショナル・ シニア・アドバイザー |
| 2006年 4月 | 同社エネルギー業務部長 | 2018年 6月 | 当社社外取締役 |
| 2010年 4月 | 同社執行役員人事総務部長 | 2019年12月 | (株)パナソングループ顧問 |
| 2013年 4月 | 同社常務執行役員欧州・中 東・アフリカ本部長兼欧州 三井物産(株)社長 | 2021年11月 | (株)関西再資源ネットワーク 顧問 現在に至る |
| 2015年 4月 | 同社専務執行役員欧州・中 東・アフリカ本部長兼欧州 三井物産(株)社長 | | [重要な兼職の状況] (株)関西再資源ネットワーク顧問 |
| 2016年 4月 | 同社顧問 | | |

【社外取締役の選任理由及び期待される役割の概要】

石川博紳氏は、他社における長年の勤務経験で得られた豊富な業務知識やグローバルな視点での企業経営に係る経験が、当社のコーポレートガバナンスの強化に資すると判断し、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。

また、同氏が選任された場合には、任意の委員会である役員人事・報酬会議（議長）や特別委員会のメンバーとして、客観的・中立的立場で審議いただく予定です。

なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。



候補者番号

6

まつ ざわ しん や
松 沢 伸 也

重任

社外

独立役員

1956年2月27日生

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1979年 4月 塩野義製薬(株)入社

2005年 4月 同社法務部長

2013年 4月 同社執行役員法務部長

2016年 4月 同社法務部長

2019年 4月 同社法務部顧問

2019年 6月 当社社外取締役

現在に至る

[重要な兼職の状況]

塩野義製薬(株) 法務部顧問

所有する当社
株式の数

0株

取締役在任期間
(本総会終結時)

6年

2024年度における
取締役会への出席状況

13/13回
(100%)

【社外取締役の選任理由及び期待される役割の概要】

松沢伸也氏は、他社における長年の勤務経験で得られた豊富な業務知識や企業法務に係る経験が、当社のコーポレートガバナンスの強化に資すると判断し、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。

また、同氏が選任された場合には、任意の委員会である役員人事・報酬会議や特別委員会（議長）のメンバーとして、客観的・中立的立場で審議いただく予定です。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。



候補者番号

7

さとうみつひろ
佐藤光宏

重任

社外

独立役員

1956年3月16日生

所有する当社
株式の数

0株

取締役在任期間
(本総会終結時)

4年

2024年度における
取締役会への出席状況13/13回
(100%)**略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況**

| | | | |
|-----------|--------------|-----------|------------------|
| 1978年 4 月 | （株）竹中工務店入社 | 2012年 3 月 | 同社監査室長 |
| 2002年 4 月 | 同社大阪本店技術部長 | 2014年 3 月 | 同社監査役 |
| 2006年 3 月 | 同社大阪本店品質監理部長 | 2021年 3 月 | 退任 |
| 2008年 3 月 | 同社監理室長 | 2021年 6 月 | 当社社外取締役 現在に至る |

【社外取締役の選任理由及び期待される役割の概要】

佐藤光宏氏は、他社における長年の勤務経験で得られた豊富な業務知識や建設分野における技術的な知見が、当社のコーポレートガバナンスの強化に資すると判断し、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。

また、同氏が選任された場合には、任意の委員会である役員人事・報酬会議や特別委員会のメンバーとして、客観的・中立的立場で審議いただく予定です。

なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 石川博紳氏、松沢伸也氏、佐藤光宏氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、各氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届出しております。
3. 当社は、石川博紳氏、松沢伸也氏、佐藤光宏氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第27条第2項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額であります。なお、第2号議案が原案どおり可決された時は、各氏との間で同契約は継続されます。
4. 当社は、水谷友則氏を除く各取締役候補者との間で、会社法第430条の2第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において補償する旨の契約を締結しております。なお、第2号議案が原案どおり可決された時は、各氏との間で同契約は継続されます。
5. 当社は、第2号議案が原案どおり可決されることを条件に、水谷友則氏との間で、会社法第430条の2第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において補償する旨の契約を締結する予定あります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役白石宏司氏の任期が満了いたしますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。



おき がき よし ひろ **新任**
沖 垣 佳 宏 1962年12月26日生

略歴及び重要な兼職の状況

| | | | |
|----------|-------------------------|---------|------------------------------|
| 1985年4月 | 新日本製鐵(株) (現 日本製鐵(株)) 入社 | 2018年7月 | 日亜鋼業(株)取締役管理本部長兼海外事業本部長 |
| 2012年10月 | 同社名古屋支店薄板室長 | 2021年6月 | 同社常務取締役管理本部長兼海外事業本部長 |
| 2014年4月 | 同社人事労政部上席主幹、日亜鋼業(株)顧問 | 2021年9月 | 同社常務取締役管理本部および関係会社本部管掌、管理本部長 |
| 2014年6月 | 日亜鋼業(株)取締役管理本部長 | | 現在に至る |
| 2017年12月 | 新日鐵住金(株) (現 日本製鐵(株)) 退社 | | |

所有する当社株式の数

0株

監査役在任期間
(本総会終結時)

0年

2024年度における
取締役会への出席状況

-/-
(-%)

2024年度における
監査役会への出席状況

-/-回
(-%)

【監査役の選任理由】

沖垣佳宏氏は、他社における長年の勤務経験で得られた豊富な業務知識や企業経営者としての経験を有していることから、当社監査役として適任であると判断し、新たに監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 沖垣佳宏氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 沖垣佳宏氏の「略歴及び重要な兼職の状況」の欄には、当社の親会社である日本製鐵株式会社および日本製鐵株式会社のグループ会社である日亜鋼業株式会社における業務執行者としての地位及び担当を含めて記載しております。なお、同氏は2025年6月下旬の日亜鋼業株式会社の株主総会において同社取締役を退任予定であります。
3. 当社は、第3号議案が原案どおり可決されることを条件に、沖垣佳宏氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第37条第2項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
4. 当社は、第3号議案が原案どおり可決されることを条件に、沖垣佳宏氏との間で会社法第430条の2第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において補償する旨の契約を締結する予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令の定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

所有する当社
株式の数
0株

岸 本 達 司 1960年6月16日生

略歴及び重要な兼職の状況

| | | | |
|---------|--|---------|--|
| 1987年4月 | 弁護士登録（大阪弁護士会） 児玉憲夫法律事務所（現新世綜合法律事務所）入所 | 2012年4月 | 関西大学会計専門職大学院 非常勤講師 |
| 1998年4月 | 同所パートナー | 2020年4月 | 新世綜合法律事務所代表 |
| 2007年4月 | 大阪家庭裁判所調停委員 | 2021年6月 | (株)シャルレ社外取締役 (監査等委員) |
| 2009年4月 | 関西大学会計専門職大学院 特別任用教授 特定非営利活動法人証券・ 金融商品あっせん相談セン ターあっせん委員 | | 大和ハウス工業(株)社外監査 役 現在に至る |
| 2011年6月 | (株)シャルレ社外監査役 | | [重要な兼職の状況] 新世綜合法律事務所代表 (株)シャルレ社外取締役 大和ハウス工業(株)社外監査役 |

【補欠社外監査役の選任理由】

岸本達司氏は、社外監査役・監査等委員である取締役となる以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、弁護士としての豊富な経験と専門的な見識に基づき客観的な立場から当社の監査を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 岸本達司氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 岸本達司氏は、補欠の社外監査役候補者であり、第4号議案が原案どおり可決され、かつ、同氏が監査役に就任した場合には、東京証券取引所に独立役員として届出る予定です。
3. 第4号議案が原案どおり可決され、かつ、岸本達司氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第37条第2項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額であります。
4. 第4号議案が原案どおり可決され、かつ、岸本達司氏が監査役に就任した場合には、当社は、会社法第430条の2第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において補償する旨の契約を締結する予定です。

【参考 取締役・監査役のスキル・マトリックス案（6月下旬以降）】

取締役会が適切に意思決定および監督機能を発揮するために、各取締役が有する知識、経験、能力等のうち、特に期待する分野について示しています。

| 氏名 | 性別 | 地位 | 独立性 (社外のみ) | 取締役・監査役の専門性と経験 | | | | | | | | |
|---------|----|---------|---------------|----------------|--------------------|----------------|-----------|-------------|------------------|---------------------|---------------|---|
| | | | | 企業 経営 | 製造・ 技術・ 品質管理 | 営業・ マーケティング | 財務・ 会計 | 人事・ 人材開発 | 法務・ リスク 管理 | 環境・ サステナ ビリティ | グローバル 事業管理 | |
| 谷 潤 一 | 男性 | 代表取締役社長 | | ○ | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | |
| 関 野 孝 志 | 男性 | 常務取締役 | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 水 谷 友 則 | 男性 | 常務取締役 | | | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | |
| 今 中 一 雄 | 男性 | 取締役 | | | ○ | | | | | | ○ | ○ |
| 石 川 博 紳 | 男性 | 社外取締役 | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 松 沢 伸 也 | 男性 | 社外取締役 | ○ | | | ○ | | | ○ | | | ○ |
| 佐 藤 光 宏 | 男性 | 社外取締役 | ○ | | ○ | | | | ○ | ○ | | |
| 沖 垣 佳 宏 | 男性 | 常勤監査役 | | ○ | | | ○ | ○ | ○ | | | ○ |
| 高 見 秀 一 | 男性 | 社外監査役 | ○ | | | | | | ○ | | | |
| 杉 本 茂 次 | 男性 | 社外監査役 | ○ | | | | ○ | | ○ | | | |
| 後 藤 貴 紀 | 男性 | 監査役 | | | | ○ | ○ | | ○ | | | |

※上記一覧表は、取締役・監査役が有するすべての専門性と経験を表すものではありません。

〈株主提案〉（第5号議案から第7号議案まで）

第5号議案から第7号議案は、株主様からのご提案によるものであります。

なお、本株主提案の内容については、提案株主様から提出された書面の該当記載を形式調整のうえ、原文のまま掲載しております。

当社取締役会としては、後述のとおりこれらの議案にいずれも**反対**しております。

提案の内容

以下の2及び3の議案（以下「定款変更議案」という。）については、本定時株主総会における他の議案（会社提案に係る議案を含む。）の可決又は否決により、定款変更議案として記載した当社定款の各章又は各条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、定款変更議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。下記の各株主提案の詳細な説明は、<https://stracap.jp/5449-OSAKASTEEL/>又は株式会社ストラテジックキャピタルのホームページ右上の特設サイトリンク<https://stracap.jp/>を参照されたい。なお、各株主提案において記載する会社数値は（単体）と記載がない限りは全て連結計算書類に基づいている。

（当社注）「以下の2及び3の議案（以下「定款変更議案」という。）」とは、第6号議案及び第7号議案を指しております。

第5号議案 剰余金を処分する件

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭

- (2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

第47期末における1株当たり純資産（発行済株式数から自己株式数を控除するほか、企業会計基準適用指針第4号「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」に従い算定した数値をいう。）の金額（小数点以下切り捨て。以下同じ。）に0.08を乗じた金額から、第47回定時株主総会において可決された当社取締役会が提案した剰余金処分に関する議案（以下「会社側利益処分案」という。）に基づく普通株式1株当たり配当金額及び当社定款39条に基づいて第47回定時株主総会の開催日までに2025年3月期末の剰余金の処分（処分の予定を含む。）として当社取締役会が決定した普通株式1株当たりの配当金額（以下合わせて「会社配当金額」という。）を控除した金額を、会社配当金額に加えて配当する。

なお、配当総額は、当社の第47回定時株主総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

当社の第47回定時株主総会の開催日の翌日

なお、本議案は、第47回定時株主総会に会社側利益処分案が提案された場合、同提案とは独立かつ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

提案の理由

1. 剰余金を処分する件

本件は、自己資本の8%を配当金とすることを企図した提案である。

当社は、2025年1月末に中期経営計画の改定を発表したが、それを受けて当社の株価は発表当日に前日対比で13.7%下落し、終値ベースで2001年以来の大暴落となった。

この市場の反応に見られるとおり、上記経営計画ではPBR1倍割れの解消は不可能であり、足元のPBR0.75倍が改善される見込みは乏しい。

提案株主は、当社の親会社である日本製鉄が当社を完全子会社化もしくは吸収合併することが当社の少数株主にとって最善であると考えているが当社及び日本製鉄は上場維持に固執している。

当社のPBRは15年以上、解散価値である1倍を上回ったことはなく、もし当社が今後も上

場を維持するのであれば早期にPBR 1倍割れの解消を行うべきである。現在の不十分な中期経営計画ではなく、DOE 8%を株主還元方針とし、資本効率の改善、資本コストの低下を図るべきである。

【第5号議案に対する取締役会の意見】

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

【反対の理由】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な課題の一つとして位置づけており、経営基盤の長期安定に向けた揺るぎない財務体質の構築を進めるとともに、企業としての資産効率の改善にも努め、企業価値の安定的向上を目指す観点から、配当については、業績に応じて適切に株主の皆様へ利益を還元していく方針としております。

また、当社は、2025年1月31日、収益改善と資本効率化を柱とした「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について「大阪製鐵グループ中期経営計画」」（以下「本中期経営計画」といいます。）を策定し、これを公表いたしました。株主還元方針につきましては、当社は、本中期経営計画において、今後3年間に必要な戦略投資や基盤強化投資、老朽更新投資による必要資金を算出するとともに、収益改善策により見込まれるキャッシュ・フローや運転資金を検証し、配当性向30%程度を目途とした配当に加え、2027年度までの3年間で300億円を上限とする株主還元策が可能と判断し、その一環として、自己株式の公開買付け（約220億円）を実施しております。

以上のように、当社は、将来の必要資金、キャッシュ・フローや運転資金を検証した上で、当該検証に基づき、今後3年間で株主の皆様へ還元することが可能な金額として上記金額を算出いたしました。

これに対し、本株主提案は、上記のような将来の必要資金等を一切考慮することなく、極めて多額の剰余金の配当（約124億円）を一挙に実施することを求めるものであり、今後の当社の事業の継続可能性や成長性を阻害し得る極めて短期的な視点に基づいた要請であります。当社は、こうした極めて短期的な視点に基づく要請は、中長期的な当社の企業価値向上・株主共同の利益の向上に資するものではないと考えております。

よって、当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

第6号議案 株主価値向上・非公開化検討委員会の設立に係る定款変更の件

現行の定款に以下の条文を新設する。

第4章 取締役および取締役会

(株主価値向上・非公開化検討委員会)

第28条 取締役会は、取締役会による意思決定の支援を行う株主価値向上・非公開化検討委員会（以下この条において「委員会」という。）を取締役会の下に設置する。

2. 委員会は、当会社の社外取締役全員により構成される。
3. 委員会は、自らの裁量で外部アドバイザーを選任することができ、当該外部アドバイザーは、当会社取締役会から独立した立場で、次項に定める委員会の活動に関する助言を委員会に与えることができる。
4. 委員会は、当会社取締役会とは独立し、非公開化を含めた当会社の株主価値向上を図る立場において、次の各号に定める活動を行う。

(1) 当会社の株主価値向上に資する全般的な事業施策、財務施策（当会社の資本コストの評価・把握および資本効率の改善に向けた経営指標の設定などの資本政策を含むがこれに限られない）、日本製鉄株式会社（以下「日本製鉄」という。）に対する資金提供の当否、コーポレートガバナンスに関する施策および非公開化に関する施策（これらを総称して以下「株主価値向上策」という。）についての日本製鉄以外の株主からの意見聴取

(2) 収集した情報を踏まえた株主価値向上策の検討および取締役会への提示

(3) 取締役会に提示する株主価値向上策およびこれに関して取締役会に提供した参考資料などに関する株主およびその他のステークホルダーへの説明

(4) 当会社に対する買収提案が行われた際に、買収者および当該買収提案にかかる買収の成否から独立した特別委員会として行う、当該買収提案の是非についての検討および判断ならびに取引条件の妥当性および手続の公正性についての検討および判断

5. 委員会の開催は四半期に1回以上とし、委員であれば、誰でも招集することができる。委員会の決議は、議決に加わることができる委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。その他、委員会の招集および開催に関する手続の詳細、外部アドバイザーの選解任の方法、任期その他の事項は、委員会において定める株主価値向上・非公開化検討委員会規則による。

6. 委員および外部アドバイザーの報酬を含む委員会の活動に要する費用は、当会社の負担とする。

提案の理由

2. 株主価値向上・非公開化検討委員会の設立に係る定款変更の件

当社は2025年4月14日現在、流通株式比率が25%未満となっており、東証スタンダード市場の上場維持基準に抵触しているため、このままでは2026年3月末から監理銘柄となり、同年6月には上場廃止が決定する。

提案株主は、日本製鉄が当社を完全子会社化もしくは吸収合併することが当社の少数株主にとって最善であると考えているが、当社及び日本製鉄は上場維持に固執し、当社は日本製鉄が保有する当社株式を自己株取得し、さらには上場維持基準の緩い福岡証券取引所への重複上場を申請した。

谷社長はこの方針を「上場企業としての経営を任されたため（それを継続する）」と説明するが、これは現経営陣の利益を念頭に置く発言であり、今後も少数株主の利益を軽視した意思決定がなされる懸念がある。

そのため、社外取締役をメンバーとした委員会を設立し、取締役会からは独立した立場で非公開化を含めた当社の株主価値向上策の検討を行うべきである。

【第6号議案に対する取締役会の意見】

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

【反対の理由】

本株主提案は、2025年3月末日における当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）の流通株式比率が25%未満であり、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場の上場維持基準に抵触していることを前提としておりますが、2025年5月1日付け「上場維持基準の充足の確認についてのお知らせ」において公表いたしましたとおり、当社の2025年3月末日における流通株式比率は25%以上であり、当社は2025年3月末日において東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準を充足しております。このように、本株主提案は、当社株式が東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準を充足しているか否かという株主の皆様にとって極めて重要な事項に関する誤解を前提としたものであります。

また、提案株主は、本株主提案の理由において、当社代表取締役の発言を引用し、当社が当社経営陣の利益のために上場維持に固執しているかのような主張をしています。しかしながら、当該発言は、提案株主が当社株式を急速に買い集めたことにより、当社株式が東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準を充足できなくなり、上場廃止となる懸念が生じた局面において（なお、上記のとおり当該懸念はその後解消されております。）、上場会社の役員としては、そのような懸念を払拭し、当社株式の流通性や株主の皆様の取引機会を確保することが当社の少数株主の皆様の利益を保護するために重要であるという趣旨で発言したものであり、当社経営陣の利益のために上場維持に固執しているという事実は一切ございません。

当社は、上場会社として企業価値向上へ向けた取組みを推進すべく、当社が属する鉄鋼業における豊富な業務知識と経験を有する業務執行取締役5名と、他社における長年の勤務経験から得られた豊富な業務知識に加え、各分野における経験や知見を有した社外取締役3名にて構成される取締役会において、当社の企業価値向上に資する意思決定や少数株主利益の保護を踏まえた監督を行っております（なお、本中期経営計画についても、社外取締役を含めた十分な議論を行った上で策定しております。）。

また、当社取締役会は、当社取締役会が重要な意思決定を行う場合には、必要に応じて外部の専門家の意見・助言を取得し、また、I R・S R面談等において株主・投資家の皆様から頂いたご意見も考慮した上で、当社取締役会の意思決定を実施しております。

さらに、提案株主が主張する日本製鉄による完全子会社化又は吸収合併のように、親会社と当社少数株主の間に利益相反が生じる可能性がある重要な取引・行為については、独立社外取締役で構成される特別委員会においてこれを審議・検討し、取締役会に答申する体制が整備されております。

加えて、株主価値向上のためにどのような施策を講じるべきかといった経営判断は、当該経営判断のために必要な知見・能力と情報を最も兼ね備えた取締役会が、その時々における状況を踏まえて議論・検討・決定すべき事項であります。しかしながら、本株主提案は、個別の事案における利益相反の程度や取引構造の状況等を踏まえず当然に株主価値向上・非公開化検討委員会の設置を求めるものであるため、本株主提案が定款の規定とすることを求める内容は、会社の根本規範である定款に記載するにはなじまないとともに、このような定款変更により、かえって経営判断及びそのプロセスの硬直性を招き、その機動性や柔軟性が損なわれるおそれがあると考えております。

以上のように、当社は、今後もガバナンス体制の強化を継続し、企業価値向上へ向けた取組みを推進してまいります。少なくとも現時点において、当社には、企業価値向上を検討するにあたり、社外取締役、外部の専門家及び株主・投資家の皆様の視点を反映しながら適切な意思決定を行う体制が既に構築されており、本株主提案が求める株主価値向上・非公開化委員会の設置を定款の規定に設ける必要はないと考えております。

よって、当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

第7号議案 取締役の定員等に係る定款変更の件

現行の定款の第18条を以下のとおり変更する。

現行定款

(取締役の定員)

第18条 当社の取締役は3名以上12名以内とする。

変更案（下線は変更箇所を示す。）

(取締役の定員等)

第18条 当社の取締役は3名以上12名以内とする。

2. 当社の取締役の過半数は、会社法第2条第1項第15号に規定する社外取締役とする。

提案の理由

3. 取締役の定員等に係る定款変更の件

当社の取締役8名中5名の常勤取締役は、全員が日本製鉄出身者であり、実質的に日本製鉄の天下り先となっている。

コーポレートガバナンスコードは「支配株主は、会社及び株主共同の利益を尊重し、少数株主を不公正に取り扱ってはならないのであって、支配株主を有する上場会社には、少数株主の利益を保護するためのガバナンス体制の整備が求められる」（基本原則4の「考え方」）とし、「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」も「上場子会社の経営陣の指名については、支配株主と一般株主との間に利益相反リスクが存在することを踏まえ、一般株主利益にも配慮し、上場子会社として企業価値向上に貢献できる人物を選定することが課題となる」と指摘する。

当社は、長年の資金提供や天下り先として日本製鉄に貢献してきた一方で、常勤取締役は当社の少数株主の利益を棄損し続けており、社外取締役を増員し、ガバナンスを強化すべきである。

【第7号議案に対する取締役会の意見】

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

【反対の理由】

当社は、取締役会の構成について、当社グループの事業内容や経営課題に適した規模とし、経験・識見・専門性のバランスや多様性も考慮して決定することとしており、また、その決定プロセスについても、取締役の選任、取締役の報酬の方針及び具体的な報酬額については、独立社外取締役及び代表取締役社長をメンバーとし議長を独立社外取締役が務める「役員人事・報酬会議」において審議・検討を行い、その結果を取締役に答申した上で、決定することとしております。

その結果、現時点における社外取締役は3名であり、独立社外取締役を3分の1以上選任することを求めるコーポレートガバナンス・コード原則4-8を充足しております（なお、2025年6月に開催予定の当社定時株主総会における取締役選任議案が原案どおり承認可決された場合には、引き続き独立社外取締役が3分の1以上となる予定です。）。

また、独立社外取締役3名は、取締役会や役員人事・報酬会議、支配株主と少数株主の利益相反を審議する特別委員会における審議・検討に関して、少数株主の利益を確保するという観点から適切な意見を述べており、独立社外取締役3名による監督体制は有効に機能していると考えております。

さらに、本株主提案の内容を定款に設けた場合、取締役候補者の選択範囲を制限することとなり、その時々を経営課題に応じた機動的な取締役会構成の検討が困難になるため、本株主提案が求める定款変更の内容は、会社の根本規範である定款に記載するにはなじまないものと考えております。

以上のように、当社は、今後も役員人事・報酬会議を中心に経営課題に応じた最適な取締役会構成の検討を継続してまいります。少なくとも現時点においては、当社の独立社外取締役による監督体制は有効に機能しているため、本株主提案が求める取締役の過半数を社外取締役とする規定を定款に設ける必要はないと考えます。

よって、当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。

以上

第47期 事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期の国内経済につきましては、高水準の企業収益を背景に設備投資は底堅く推移し、雇用・所得環境の改善により個人消費に持ち直しの動きがみられた一方、鉱工業生産の停滞や物価高影響からくる消費マインドの悪化もあり、緩やかな回復傾向にあるものの、力強さを欠いた状況となりました。

当社の主要需要先である建設業界の需要は、資機材価格の上昇や人手不足の影響が継続し、前年より更に落ち込み低迷いたしました。コスト面におきましても、電力会社の契約見直しによる電力料の高騰に加えて2024年の物流問題に端を発した物流費の本格的な上昇があり、主原料である鉄スクラップ価格は一定程度低下したものの、厳しいコスト環境が継続いたしました。

当社が事業を営むインドネシアの経済につきましては、堅調な個人消費や輸出を背景にGDP成長率は5%台を維持するなど緩やかに回復いたしました。

このような環境の下、お客様の理解を得ながら販売価格の維持を図り、適正なマージンの改善を最優先課題として取り組むとともに、自助努力による徹底的なコスト改善を進めてまいりました。現場活動を中心とした地道な歩留・原単位の改善を継続するとともに、堺工場の省エネ・省CO₂型電気炉（2025年完工）の本工場の開始や西日本熊本工場の新製品倉庫の完工など、各拠点において計画に沿った設備投資を実行してまいりました。

これら施策と並行し、サステナビリティ課題への取り組みを推進しております。人的資本強化として、従業員の給与水準の引き上げや11月には健康経営宣言を策定するなど、従業員エンゲージメント向上策を推進いたしました。環境面においては、カーボンニュートラル推進委員会を設置し、CDPの気候変動スコアの取得（B-）やSCOPE 3でのGHG排出量の算定に取り組むなど、2050年度カーボンニュートラルに向けた取り組みを強化しております。また、共生の森づくり活動への参画や当社に続いてグループ会社においてもマレーシアSIRIMエコラベルを取得する等、環境対応も実行しております。

インドネシア事業につきましては、鉄塔向け形鋼の需要捕捉や高付加価値棒鋼の拡大などにより出荷量は増加し、コスト改善も進展したことにより、収益面では前年に比べ改善したものの、引き続き厳しい収益・財政状況が継続しております。

なお、本年1月には、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応として「大阪製鐵グループ中期経営計画」を策定・公表いたしました。収益改善対策と資本効率化対策を計画し、資本効率化対策・株主還元策の一環として本年4月に自己株式9,000,000株を22,050百万円にて取得しております。

以上の取組みの結果、当連結会計年度の当社グループにおける鋼材売上数量は104万7千トン（前期実績105万1千トン）、売上高は1,164億2千4百万円（前期実績1,171億2千7百万円）、経常利益は49億1千1百万円（前期実績63億4百万円）となり、固定資産売却益4億3千3百万円を特別利益に計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は32億2千7百万円（前期実績31億2千1百万円）となりました。

また、当社子会社であるKRAKATAU OSAKA STEEL社の占める鋼材売上数量は28万1千

トン（前期実績22万3千トン）、売上高は253億9千4百万円（前期実績197億5千2百万円）、経常損失は12億1千7百万円（前期実績経常損失22億4千9百万円）、当期純損失は13億2百万円（前期実績純損失23億1千2百万円）となり、前期実績に比べ改善したものの、厳しい収益・財政状況が継続いたしました。

事業部門別売上高

| 区 分 | 2023年度 第46期 (前連結会計年度) | | 2024年度 第47期 (当連結会計年度) | | 前期比増減 | |
|-------|-----------------------------|-------|-----------------------------|-------|--------|------|
| | 売上高 | 構成比 | 売上高 | 構成比 | 金 額 | 増減率 |
| | 百万円 | % | 百万円 | % | 百万円 | % |
| 鋼 材 | 110,599 | 94.4 | 108,189 | 92.9 | △2,409 | △2.2 |
| 鋼 片 等 | 6,528 | 5.6 | 8,234 | 7.1 | 1,706 | 26.1 |
| 合 計 | 117,127 | 100.0 | 116,424 | 100.0 | △703 | △0.6 |

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は82億円であります。その主なものは、西日本熊本工場における新製品倉庫の建設や大阪事業所堺工場の走間製品切断機の更新であります。

なお、これらの設備投資に必要な資金は自己資金及び借入金で賄っております。

(3) 対処すべき課題

今後の国内経済の見通しは、個人消費や設備投資は回復の動きが続くものと期待され、インドネシア経済においても堅調な個人消費に支えられて底堅く推移するものと見込まれますが、一方で米国の通商政策を受けた世界経済の下振れリスクがあり、先行き不透明な状況が継続することが想定されます。

当社の経営環境は、建設向け需要は大幅な回復は望めず、コスト面においても、更なる電力料金等の値上げも見込まれ、経営環境は一段と厳しさを増しております。

このような環境の下、引き続きお客様の理解を得ながらコスト上昇も踏まえた適正マージンの確保に取り組みつつ、「大阪製鐵グループ中期経営計画」の諸施策の推進に鋭意努力してまいります。最終年度となる2027年度において、売上高1,250億円、経常利益95億円、ROE5%程度の達成に向け、商品競争力・納期対応力の発揮、国内4拠点の有機的な連携、省エネ・省CO2型電気炉稼働による製鋼～圧延～出荷一貫の体質強化の収益改善策を実行し、加えて資本効率化対策も継続して検討してまいります。特に2025年度は堺省エネ・省CO2型電気炉工事の完遂や性能発揮に向け、全社を挙げて取り組んでまいります。

また、インドネシア事業におきましては、同国の政策転換によりインフラ開発予算が削減された影響で需要動向が不透明となっており、厳しい経営環境が継続すると想定されます。このような環境の中、製販連携強化によるプロジェクト向け拡販や大阪製鐵と一体となった事業運営強化により、事業損益及び財政状態の回復に努めます。

サステナビリティ課題についても、安全・環境・防災・品質活動を最優先課題としつつ、カーボンニュートラルやDXの推進、人的資本強化に向けた具体的な施策を検討・実行してまいります。

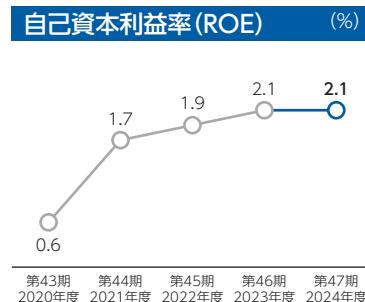
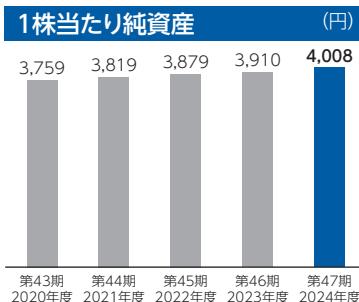
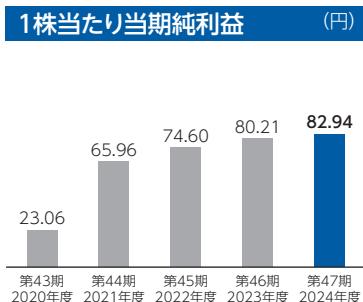
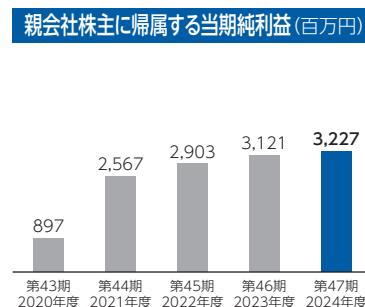
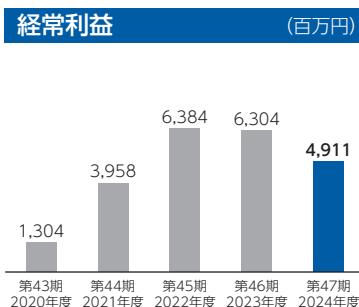
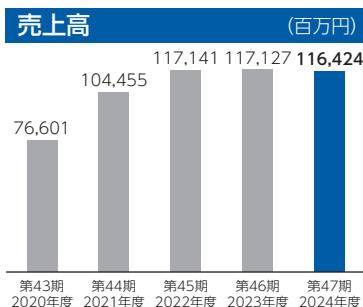
以上の活動に取組み、企業としての収益性と成長性を高め、株主の皆様、需要家の皆様のご期待にお応えしていく所存でございます。

株主の皆様には、引き続き一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分 | 2020年度 第43期 | 2021年度 第44期 | 2022年度 第45期 | 2023年度 第46期 | 2024年度 第47期 (当連結会計年度) |
|-----------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------------------------|
| 売上高 (百万円) | 76,601 | 104,455 | 117,141 | 117,127 | 116,424 |
| 経常利益 (百万円) | 1,304 | 3,958 | 6,384 | 6,304 | 4,911 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) | 897 | 2,567 | 2,903 | 3,121 | 3,227 |
| 1株当たり当期純利益 | 23円06銭 | 65円96銭 | 74円60銭 | 80円21銭 | 82円94銭 |
| 総資産 (百万円) | 195,242 | 208,294 | 213,243 | 204,737 | 203,485 |
| 純資産 (百万円) | 148,514 | 151,028 | 153,103 | 154,389 | 158,221 |
| 1株当たり純資産 | 3,759円 | 3,819円 | 3,879円 | 3,910円 | 4,008円 |
| 自己資本利益率 (ROE) | 0.6% | 1.7% | 1.9% | 2.1% | 2.1% |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
 2. 第44期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第44期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。
 3. 当連結会計年度より、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。



(5) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社に関する事項

当社の親会社は、日本製鉄株式会社で、同社は当社の株式を25,629千株（持株比率65.85%（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合））保有しております。

なお、当社は、2025年1月31日開催の取締役会決議及び2025年2月14日付け取締役会決議において、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付けを行うことを決定し、実施した結果、2025年4月10日に親会社である日本製鉄株式会社より、当社普通株式9,000,000株を取得いたしました。その結果、同日現在において、同社の保有株式数は、16,629千株（持株比率55.58%（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合））となっております。

②親会社との間の取引に関する事項

当社は、親会社から電力等の購入を行っておりますが、購入価格等の取引の決定に関しては、一般的取引条件と同様に取引を行っております。

また、親会社に対して資金の貸付を行っておりますが、貸付条件の決定に当たっては、市場金利を勘案の上、一般の取引条件と同様に決定しております。

さらに、資金の預託については、当社の手元資金運用の一環として行っているものであり、随時、預託及び回収が可能なものであります。利率については、市場金利を勘案し、一般の取引条件と同様に決定しております。

なお、親会社との重要な取引については、独立社外取締役のみで構成される特別委員会で審議の上取締役会へ答申し、その結果を踏まえ取締役会で判断することとしております。

以上により、取締役会は、親会社との取引が当社の利益を害することはないと判断しております。

③親会社と締結している重要な財務及び事業の方針に関する契約等の内容の概要

該当事項はありません。

④重要な子会社の状況（2025年3月31日現在）

| 会社名 | 資本金 | 当社の出資比率 | 主要な事業内容 |
|--------------------------|--------|---------|--------------|
| | 百万円 | % | |
| 東京鋼鐵株式会社 | 2,453 | 90.00 | 形鋼等の製造販売 |
| 大阪新運輸株式会社 | 194 | 100.00 | 鋼材等の運送及び構内作業 |
| 西鋼物流株式会社 | 50 | 100.00 | 鋼材等の運送及び構内作業 |
| | 百万US\$ | | |
| PT. KRAKATAU OSAKA STEEL | 100.0 | 86.00 | 鋼材の製造販売 |

(6) 主要な事業内容

当社グループの主な事業は鉄鋼業、鉄鋼業に係る運輸業であります。当該各事業における主な内容は次のとおりです。

| 事業部門 | 主要な事業内容 |
|------|-------------------------------|
| 鉄鋼業 | 形鋼、棒鋼、平鋼等の鋼材及び鋼片並びに鉄鋼加工品の製造販売 |
| 運輸業 | 鋼材等の運送及び構内作業 |

(7) 主要な工場、本社並びに支店及び営業所

①当社

本社 大阪府大阪市中央区道修町三丁目6番1号

工場 大阪事業所堺工場（大阪府堺市）
大阪事業所恩加島工場（大阪府大阪市）
西日本熊本工場（熊本県宇土市）
岸和田工場（大阪府岸和田市）

支店 東京支店（東京都中央区）
営業所 名古屋営業所（愛知県名古屋市）
九州営業所（福岡県福岡市）

②子会社

東京鋼鐵株式会社本社（栃木県小山市）

（登記上の本店所在地 東京都中央区）

同社小山工場（栃木県小山市）

大阪新運輸株式会社（大阪府堺市）

西鋼物流株式会社（熊本県宇土市）

PT. KRAKATAU OSAKA STEEL（インドネシア共和国バンテン州）

(8) 従業員の状況

①企業集団の従業員数

| 従業員数 | 前期末比増減 |
|--------|--------|
| 1,065名 | 7名増 |

(注) 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。なお、パートタイマー、嘱託及び派遣社員を含めておりません。

②当社の従業員数

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 585名 | 4名増 | 40.9歳 | 14.1年 |

(注) 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。なお、パートタイマー、嘱託及び派遣社員を含めておりません。

(9) 主要な借入先及び借入額

| 会社名 | 借入先 | 借入額 |
|--------------------------|----------------------------------|------------|
| PT. KRAKATAU OSAKA STEEL | NIPPON STEEL NORTH AMERICA, INC. | 115 百万US\$ |

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

113,812,700株

(2) 発行済株式の総数

42,279,982株（うち自己株式 3,360,855株）

(3) 株主数

4,358名

(4) 大株主（上位10名）

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|--|----------------------|--------------------|
| 日本製鉄株式会社 | 25,629 ^{千株} | 65.85 [%] |
| INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED SOLELY IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN—UP | 6,346 | 16.31 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 | 932 | 2.39 |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) | 698 | 1.79 |
| 立花証券株式会社 | 270 | 0.69 |
| 大阪製鐵社員持株会 | 178 | 0.46 |
| 株式会社日本カストディ銀行 | 173 | 0.45 |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 | 157 | 0.40 |
| 清和鋼業株式会社 | 146 | 0.38 |
| 阪和興業株式会社 | 136 | 0.35 |

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記大株主には、自己株式（3,360千株）は含まれておりません。
3. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
4. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社、株式会社日本カストディ銀行は信託業務に係る株式であります。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2025年1月31日開催の取締役会決議及び2025年2月14日付け取締役会決議において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項の規定及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」

といひます。) を行うことを決定いたしました。

①自己株式の取得に関する取締役会決議内容

イ. 取得対象株式の種類

普通株式

ロ. 取得する株式の総数

9,000,100株（上限）（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合23.12%）

ハ. 株式の取得価額の総額

22,050百万円（上限）

ニ. 買付け等の期間

2025年2月17日から2025年3月17日まで

ホ. 取得方法

自己株式の公開買付け

ヘ. 決済の開始日

2025年4月10日

なお、本公開買付けを実施した結果、2025年4月10日に当社普通株式9,000,000株（取得価額22,050百万円）を取得いたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

記載すべき事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2025年3月31日現在)

| 地 位 | 氏 名 | 担当又は主な職業（重要な兼職の状況） |
|-------------|---------|---|
| 代表取締役社長 | 谷 潤 一 | |
| 常 務 取 締 役 | 若 月 輝 行 | 安全環境防災、生産技術、設備技術、商品企画に関する事項管掌 |
| 常 務 取 締 役 | 関 野 孝 志 | 経営企画・総務・財務・関係会社管理に関する事項管掌、営業・物流、購買・外注管理に関する事項管掌 |
| 取 締 役 | 今 中 一 雄 | 大阪事業所長、大阪事業所堺工場長、大阪事業所恩加島工場長委嘱 |
| 取 締 役 相 談 役 | 野 村 泰 介 | |
| 取 締 役 | 石 川 博 紳 | (株)関西再資源ネットワーク顧問 |
| 取 締 役 | 松 沢 伸 也 | 塩野義製薬(株)法務部顧問 |
| 取 締 役 | 佐 藤 光 宏 | |
| 常 勤 監 査 役 | 白 石 宏 司 | |
| 監 査 役 | 高 見 秀 一 | ヒューマン法律事務所弁護士 |
| 監 査 役 | 杉 本 茂 次 | 杉本茂次公認会計士事務所公認会計士、(株)イオンファンタジー社外監査役、(株)イオン銀行社外監査役、日鉄物産(株)社外監査役 |
| 監 査 役 | 後 藤 貴 紀 | 日本製鉄(株)参与関係会社部長、黒崎播磨(株)監査役、日鉄テックスエンジ(株)監査役、(株)鹿島アントラーズ・エフ・シー取締役 |

- (注) 1. 石川博紳氏、松沢伸也氏及び佐藤光宏氏は、社外取締役であります。
2. 高見秀一氏及び杉本茂次氏は、社外監査役であります。
3. 社外取締役石川博紳氏、社外取締役松沢伸也氏、社外取締役佐藤光宏氏、社外監査役高見秀一氏及び社外監査役杉本茂次氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。
4. 社外監査役杉本茂次氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者です。

5. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- (1) 尾崎文昭氏、松田浩氏は、2024年6月24日開催の第46回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
 - (2) 2024年6月24日開催の第46回定時株主総会において、谷潤一氏、関野孝志氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
 - (3) 当事業年度中に取締役及び監査役の地位及び担当又は主な職業（重要な兼職の状況）を以下のとおり変更いたしました。

| 氏 名 | 地位及び担当又は主な職業（重要な兼職の状況） | |
|-------|---|--------------------------------|
| | 変 更 後 | 変 更 前 |
| 今中 一雄 | 取締役、大阪事業所長、大阪事業所堺工場長、大阪事業所恩加島工場長委嘱 | 取締役、大阪事業所長、大阪事業所堺工場長委嘱 |
| 後藤 貴紀 | 監査役、日本製鉄(株)参与関係会社部長、黒崎播磨(株)監査役、日鉄テックスエンジニア(株)監査役、(株)鹿島アントラーズ・エフ・シー取締役 | 監査役、日本製鉄(株)参与関係会社部長、黒崎播磨(株)監査役 |

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び当社定款第27条第2項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

また、当社は、会社法第427条第1項及び当社定款第37条第2項の規定に基づき、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 補償契約の内容の概要

当社は、谷潤一氏、若月輝行氏、関野孝志氏、今中一雄氏、野村泰介氏、石川博紳氏、松沢伸也氏、佐藤光宏氏、白石宏司氏、高見秀一氏、杉本茂次氏、後藤貴紀氏との間で、会社法第430条の2第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において補償する旨の契約を締結しております。当該契約においては、当社が上記各役員に対して責任の追及に係る請求をする場合（株主代表訴訟による場合を除く。）の各役員の費用や、各役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があった場合の費用については、当社が補償義務を負わないこと等を定めております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年6月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会決議に際しては、独立社外取締役及び代表取締役社長をメンバーとし、独立社外取締役が議長を務める「役員人事・報酬会議」において独立社外取締役から適宜適切な関与や助言を求めており、その意見を踏まえた上で取締役会において決定しております。

取締役等の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は次のとおりであります。

イ. 基本方針

業務執行取締役については、求められる能力及び責任に見合った水準を勘案して役位別に基準額を定め、これを当社の連結の業績に応じて一定の範囲で変動させ、株主総会で承認を得た限度額の範囲内で各取締役に係る月例報酬の額を決定することとしております。

なお、社外取締役については、客観的立場から当社及び当社グループ全体の経営に対して監督及び助言を行う役割を担うことから、固定報酬のみとしております。

また、監査役については、役位及び常勤・非常勤の別に応じた職務の内容を勘案し、株主総会で承認を得た限度額の範囲内で各監査役に係る報酬の額を、監査役の協議により決定することとしております。

ロ. 業績連動報酬等に関する方針

業務執行取締役の報酬は、月例報酬のみで構成し、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上のためのインセンティブを付与すべく全額業績連動型としています。なお、業績連動報酬に係る指標は、業績インセンティブ（経営計画における収益目標等を勘案）の観点から、連結当期損益（但し、期間業績に応じた適正な報酬額とする観点から事業再編損益のうち生産設備構造対策等に伴うものを除外する補正を行うこととする）及び連結経常損益を用い、資本収益性の観点から、連結自己資本利益率を指標としております。

なお、2024年度の取締役の報酬の決定に用いた指標の前年度実績は、連結経常損益63.0億円、連結当期損益31.2億円、連結自己資本利益率2.1%となっております。

八. 非金銭報酬等の内容
該当事項はありません。

二. 取締役の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、各取締役の役位及び業績連動報酬に係る指標を踏まえて、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等が決定されていることを確認しているため、上記決定方針に沿うものと判断しております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

イ. 株主総会の決議日

2016年6月27日開催の第38回定時株主総会

ロ. 当該決議の内容の概要

取締役の報酬限度額…年額3億円以内（うち社外取締役分3千万円以内）、
監査役の報酬限度額…年額6千万円以内

ハ. 当該決議に係る会社役員の数

取締役 7名（うち社外取締役1名）、監査役 4名

③取締役会決議による報酬の決定の委任に関する事項

該当事項はありません。

④当事業年度に係る報酬等の総額

| 役員区分 | 報酬等の総額 (百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) | | | 対象となる役員 の員数 (人) |
|-----------|-----------------|------------------|---------|--------|--------------------|
| | | 固定報酬 | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 | |
| 取締役 | 200 | 26 | 173 | - | 10 |
| (うち社外取締役) | (26) | (26) | (-) | (-) | (3) |
| 監査役 | 40 | 40 | - | - | 3 |
| (うち社外監査役) | (17) | (17) | (-) | (-) | (2) |
| 合計 | 240 | 66 | 173 | - | 13 |
| (うち社外役員) | (43) | (43) | (-) | (-) | (5) |

- (注) 1. 役員報酬を支給していない監査役は含まれておりません。
2. 上記には2024年6月24日開催の第46回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
3. 上記のほか社外役員が当社親会社等又は当社親会社等の子会社等から受けた役員としての報酬額は8百万円です。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係
記載すべき事項はありません。

②当事業年度における取締役の主な活動状況

| 地 位 | 氏 名 | 主な活動内容・期待される役割に関して行った職務の概要 |
|-------|---------|--|
| 取 締 役 | 石 川 博 紳 | 当事業年度開催の取締役会に13回中12回出席いたしました。 主に総合商社における長年の勤務経験で得られた豊富な業務知識やグローバルな視点での企業経営に係る経験から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。また、任意の委員会である役員人事・報酬会議（議長）や特別委員会に出席し、豊富な企業経験及び専門的見地から適切な意見を述べております。 |
| 取 締 役 | 松 沢 伸 也 | 当事業年度開催の取締役会に13回中13回出席いたしました。 主に他社における豊富な業務知識と企業法務に係る経験から、取締役会において、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。また、任意の委員会である役員人事・報酬会議や特別委員会（議長）に出席し、豊富な企業経験及び専門的見地から適切な意見を述べております。 |
| 取 締 役 | 佐 藤 光 宏 | 当事業年度開催の取締役会に13回中13回出席いたしました。 主に他社における豊富な業務知識と建設分野における技術的な知見から、取締役会において、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。また、任意の委員会である役員人事・報酬会議や特別委員会に出席し、豊富な企業経験及び専門的見地から適切な意見を述べております。 |

(注) 1. 取締役佐藤光宏氏は、親会社である日本製鉄㈱の使用人の3親等以内の親族であります。
2. 取締役会開催の回数に書面決議は含まれておりません。

③当事業年度における監査役の主な活動状況

| 地 位 | 氏 名 | 主 な 活 動 内 容 |
|-------|---------|--|
| 監 査 役 | 高 見 秀 一 | 当事業年度開催の取締役会に13回中12回、監査役会に13回中12回出席いたしました。 主に弁護士としての豊富な経験と専門的な見識に基づき客観的な立場から、取締役会において、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。 |
| 監 査 役 | 杉 本 茂 次 | 当事業年度開催の取締役会に13回中12回、監査役会に13回中13回出席いたしました。 主に公認会計士としての豊富な経験と専門的な見識に基づき客観的な立場から、取締役会において、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。 |

(注) 取締役会開催の回数に書面決議は含まれておりません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | |
|----------------------------------|-------|
| ①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 52百万円 |
| ②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 63百万円 |

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計を記載しております。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第37条第1項に基づく賦課金に係る特例の認定申請に関する手続業務についての対価を支払っております。
4. 当社の子会社である東京鋼鐵株式会社は、会社法第328条第2項に基づき、当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。
5. 当社の子会社であるPT. KRAKATAU OSAKA STEEL (KOS社) は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているKPMGメンバーファームの監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、法令の定めに基づき、相当の事由が生じた場合には監査役全員の同意により監査役会が会計監査人を解任し、また、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には監査役会が当該会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議内容及び当該体制の運用状況の概要

当社が業務の適正を確保するための体制として決議した事項及び当期における当該体制の運用状況は、以下のとおりです。

1) 内部統制システムの基本方針

当社は、会社法に基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」を以下のとおり定め、財務報告の信頼性と業務の適法性・効率性の確保ならびにリスクの管理に努めるとともに、企業統治を一層強化する観点から、かかる体制の継続的改善を図る。

①当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、取締役会規程その他の規程に基づき、経営上の重要事項について決定を行い、または報告を受ける。

業務を執行する取締役（「業務執行取締役」）は、取締役会における決定事項に基づき、各々の業務分担に応じて職務執行を行い、使用人の職務執行を監督するとともに、その状況を取締役に報告する。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録をはじめとする職務執行上の各種情報について、情報管理に関する規程に基づき、管理責任者の明確化、守秘区分の設定等を行った上で、適切に保管する。

また、経営計画、財務情報等の重要な企業情報について、法令等に定める方法のほか、適時・的確な開示に努める。

③当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

安全衛生、環境・防災等の業務遂行上のリスクや財務報告の信頼性等に関するリスクについて、当該リスクの管理を担当する部門（以下、機能部門という。）は、規程等の整備及び社員への周知徹底を図り、それに基づくリスクマネジメント活動を行う。

工場長、支店長、部長（以下、各部門長という。）は、自部門におけるリスクの把握・評価の上、関連する規程等の遵守・徹底を図る。その遵守状況等のモニタリングは、機能部門及び総務部門が実施し、リスクマネジメント活動の継続的な改善に努める。

経営に重大な影響を与える事故・災害・コンプライアンス問題等が発生した場合、業務執行取締役は、損害・影響等を最小限にとどめるため、「危機管理本部」等を直ちに召集し、必要な対応を行う。

④当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営計画や設備投資・投融資等の重要な執行事項については、経常予算、設備予算等に関するそれぞれの全社委員会の審議を経て、取締役会において執行決定を行う。

取締役会等での決定に基づく職務執行は、各業務執行取締役、各執行役員、各部門長等が遂行する。また、組織規程・職務権限規程・業務分掌規程において各部門長の権限・責任を明確化するとともに、必要な業務手続き等を定める。

⑤当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、自律的内部統制を基本とした内部統制システムを構築・整備する。

各部門長は、各部門の自律的内部統制システムを整備することとし、法令及び規程の遵守・徹底を図り、業務上の法令・規程違反行為の未然防止に努めるとともに、法令・規程違反のおそれのある行為・事実を認知した場合、すみやかに総務部長に報告する。また、法令及び規程遵守のための定期的な講習会の実施等、社員に対する教育体制を整備・充実する。

総務部長は、社全体の内部統制システムの整備・運用状況を確認し、各部門における法令及び規程遵守状況を把握・評価するとともに、法令・規程違反の防止策等の必要な措置を講じる。

また、法令・規程違反のおそれのある行為・事実を含む業務遂行上のリスクに関する相談・通報を受け付ける内部通報制度を設置・運用する。

社員は、法令及び規程を遵守し、適正に職務を行う義務を負う。法令・規程違反行為等を行った社員については、懲罰委員会において、社員就業規則に基づき懲戒処分を行う。

⑥当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び当社のグループ会社は、当社の経営理念・行動指針に基づき事業戦略を共有し、企業集団として一体となった経営を行う。

当社は、グループ会社の管理に関してグループ会社管理規程において基本的なルールを定め、その適切な運用を図る。

グループ会社は、自律的内部統制を基本とした内部統制システムを構築・整備するとともに、当社との情報共有化等を行い、内部統制に関する施策の充実を図る。

総務部長は、各部門と連携し、当社グループ全体の内部統制の状況を把握・評価するとともに、各グループ会社に対し、指導・助言を行う。

これに基づく具体的な体制は以下のとおりとする。

イ. グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

総務部門及び財務部門は、各グループ会社における事業計画、重要な事業方針、決算等、当社の連結経営上または各グループ会社の経営上の重要事項について、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、助言等を行う。

ロ. グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

総務部門は、各グループ会社におけるリスク管理状況につき、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、助言等を行う。

ハ. グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

総務部門は、各グループ会社の業績評価を行うとともに、マネジメントに関する支援を行う。

ニ. グループ会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

総務部門は、各グループ会社における法令遵守及び内部統制の整備・運用状況につき、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、必要な支援・助言等を行う。また、各グループ会社における法令違反のおそれのある行為・事実について、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、その結果を取締役会に報告する。

⑦監査役の監査に関する事項

当社の取締役、執行役員、部門長及びその他の使用人等は、職務執行の状況、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について、適時・適切に監査役または監査役会に直接または総務部等当社関係部門を通じて報告するとともに、内部統制システムの運用状況等の経営上の重要事項についても、取締役会等において報告し、監査役と情報を共有する。

グループ会社の取締役、監査役、使用人等は、各グループ会社における職務執行の状況、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について、適時・適切に当社の監査役または監査役会に直接または総務部等当社関係部門を通じて報告する。

当社は、これらの報告をした者に対し、内部通報に関する規程等に基づき、報告したことを理由とする不利な扱いを行わない。

総務部長は、監査役と定期的にまたは必要の都度、内部統制システムの運用状況等に関する意見交換を行う等、連携を図る。また、内部通報制度の運用状況について監査役に報告する。監査役がその職務の補助を求めた場合、総務部門及び財務部門等がこれを行うこととする。補助する総務部門及び財務部門等は監査役の指示のもとで業務を行う。

当社は、監査役の職務執行上必要と認める費用を予算に計上する。また、監査役が緊急または臨時に支出した費用については、事後、監査役の償還請求に応じる。

2) 運用状況の概要

①運用体制

当社グループにおける内部統制システムの運用体制として、当社総務部に自律的内部統制活動の企画・推進を担当する内部統制グループを設置するとともに、各分野のリスク管理を担当する機能部門を設置しております。グループ会社においては、リスクマネジメント責任者及びリスクマネジメント担当者を配置しております。

この体制の下、以下のとおり内部統制システムを運用しております。

②具体的な運用状況

イ. 内部統制計画

法令改正や経営環境変化等を踏まえ、毎年3月に当社グループ全体の内部統制に関する年度業務計画を策定しております。この計画には、基本方針、内部監査計画及び教育計画等が含まれています。

ロ. 自律的内部統制活動

当社各部門・グループ会社が業務の特性と内在するリスクを踏まえ、自律的に内部統制活動を実施しています。具体的には、業務規程・マニュアル等の整備・教育、自主点検・第三者モニタリングの実行、及びその結果を踏まえた業務の改善等を行います。

事故・災害及び法令違反のおそれのある事実等が発生した場合、当該部門・グループ会社は直ちに総務部長に報告するとともに、関係部門と連携し、再発防止策等の是正措置を講じております。また、これらの事例を内部統制グループが集約し、当社グループ内で共有化するとともに、各部門・グループ会社において類似リスクの点検を実施しております。

ハ. 内部監査等

内部監査については、内部統制チェックリストによる内部統制状況の確認のほか、当社各部門・グループ会社へのモニタリング等を内部統制グループ及び各機能部門が実施しております。

また、内部統制を補完する施策として、当社・グループ会社の社員及びその家族等を対象とした内部通報・相談窓口を社内に設置し、併せて外部専門機関の窓口も利用しております。これらの窓口は公益通報者保護法に対応した運営を行っております。さらに、当社及び主要なグループ会社において社員意識調査アンケート等の結果を会社施策に反映しております。

二. 評価・改善

内部統制システムの運用状況については、リスクマネジメント委員会において確認するとともに、取締役会に報告しております。当該委員会は、経営幹部・当社及びグループ会社のリスクマネジメント責任者等で内部統制システムの運用状況を共有するとともに、今後の方針を審議しております。加えて、各部門の管理者層及びグループ会社のリスクマネジメント担当者を含めたリスクマネジメント連絡会を開催し、当該委員会における情報の共有や方針の徹底を図る他、工場・グループ会社のリスクマネジメント担当者との間で内部統制担当者会議を行い、抽出された課題への対応を図っております。また、各年度の内部統制活動の実施状況や内部監査の結果に基づき、年度末時点における内部統制システムの有効性を当該委員会が評価した上で、取締役会に報告しております。

当社はこの評価結果に基づき、内部統制システムの有効性向上に資する改善策を策定し、次年度の内部統制に関する業務計画に反映しております。

ホ. 教育・啓発

当社及びグループ会社において、内部統制に関する教育として、新入社員から経営幹部までを対象とした各種講演会、eラーニング等を実施しており、これらの教育活動を通じて、内部統制の重要性や考え方に関する啓発に取り組んでおります。

へ. 監査役・会計監査人との連携

総務部長は、監査役に必要の都度、内部統制の状況を報告するとともに、リスクマネジメント委員会においても報告及び意見交換を行っております。

また、会計監査人との間では財務報告に係る内部統制の評価結果等について定期的及び必要の都度、報告及び意見交換を行っております。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

配当につきましては、業績に応じて適切に株主の皆様へ利益を還元していくべきものと考えております。

当社の属する普通鋼電炉業界は、主原料のスクラップ価格及び主要製品の市況変動が大きく、これにより業績が大きく影響されます。当社は、こうした業界にあって経営基盤の長期安定に向けたゆるぎない財務体質の構築を進めるとともに、企業としての資産効率の改善にも努め、企業価値の安定的向上を目指します。

この方針のもと、当事業年度の配当金は、期末配当金を1株当たり19円とし、中間配当金15円と合わせて年間34円とすることを株主総会議案として上程させていただきます。

次期の配当につきましても、業績に応じて適切に株主の皆様へ利益を還元していくことを基本とし、中長期的な成長・戦略投資などに必要な資金を留保しつつ、事業環境や業績動向、財政状況を勘案しながら、適切な水準の株主還元を実施していく方針です。

具体的な指標としては、連結配当性向30%程度を目安としております。

また、本年1月に公表した中期経営計画の検討過程において、2025年度から2027年度までに必要な戦略投資や基盤強化投資、老朽更新投資による必要資金を算出するとともに、収益改善策により見込まれるキャッシュフローや運転資金を検証した結果、連結配当性向30%を目途とした配当に加え、同3年間で300億円を上限とする株主還元が可能と判断し、実施することといたしました。

なお、その一環として、2025年1月31日開催の取締役会決議及び2025年2月14日付け取締役会決議により、当社普通株式につき公開買付けを行うことを決定し、実施した結果、2025年4月10日付けにて当社普通株式9,000,000株を22,050百万円にて取得いたしました。この株主還元策実行による資本効率化により、1株当たり当期純利益の上昇、ひいては当社配当方針に基づく1株当たり配当の増額に寄与することとなります。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|----------------|-----------------|----------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 108,890 | 流動負債 | 40,379 |
| 現金及び預金 | 9,954 | 支払手形及び買掛金 | 14,134 |
| 売掛金 | 24,211 | 短期借入金 | 18,269 |
| 棚卸資産 | 31,580 | 未払金 | 3,599 |
| 未収入金 | 9,018 | 未払法人税等 | 1,291 |
| 預け金 | 34,185 | 修繕引当金 | 804 |
| その他の | 155 | 事業構造改善引当金 | 13 |
| 貸倒引当金 | △216 | その他 | 2,265 |
| 固定資産 | 94,594 | 固定負債 | 4,894 |
| 有形固定資産 | 81,833 | 繰延税金負債 | 1,514 |
| 建物及び構築物 | 9,241 | 退職給付に係る負債 | 1,909 |
| 機械装置及び運搬具 | 26,699 | 事業構造改善引当金 | 1,122 |
| 工具器具及び備品 | 2,338 | その他 | 348 |
| 土地 | 37,590 | 負債合計 | 45,273 |
| 建設仮勘定 | 5,963 | | |
| 無形固定資産 | 17 | (純資産の部) | |
| その他の | 17 | 株主資本 | 154,259 |
| 投資その他の資産 | 12,743 | 資本金 | 8,769 |
| 投資有価証券 | 553 | 資本剰余金 | 10,355 |
| 関係会社長期貸付金 | 10,000 | 利益剰余金 | 139,673 |
| 退職給付に係る資産 | 774 | 自己株式 | △4,539 |
| 繰延税金資産 | 105 | | |
| その他の | 1,310 | その他の包括利益累計額 | 1,727 |
| 貸倒引当金 | △0 | その他有価証券評価差額金 | 222 |
| | | 為替換算調整勘定 | 1,073 |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | 431 |
| | | 非支配株主持分 | 2,223 |
| | | 純資産合計 | 158,211 |
| 資産合計 | 203,485 | 負債・純資産合計 | 203,485 |

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-----------------------|-------|---------|
| 売 上 高 | | 116,424 |
| 売 上 原 価 | | 103,371 |
| 売 上 総 利 益 | | 13,052 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 7,723 |
| 営 業 利 益 | | 5,328 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金 | 390 | |
| 雑 収 益 | 572 | 962 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 325 | |
| 雑 損 失 | 1,053 | 1,379 |
| 経 常 利 益 | | 4,911 |
| 特 別 利 益 | | |
| 固 定 資 産 売 却 益 | 433 | 433 |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 | | 5,345 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 2,255 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △171 | 2,083 |
| 当 期 純 利 益 | | 3,261 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | 33 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 3,227 |

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 項 目 | 株 主 資 本 | | | | |
|--------------------------|---------|--------|---------|--------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高 | 8,769 | 10,355 | 137,594 | △4,538 | 152,181 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | △1,148 | | △1,148 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 3,227 | | 3,227 |
| 自己株式の取得 | | | | △0 | △0 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額) | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | - | - | 2,079 | △0 | 2,078 |
| 当 期 末 残 高 | 8,769 | 10,355 | 139,673 | △4,539 | 154,259 |

(単位：百万円)

| 項 目 | その他の包括利益累計額 | | | | | 非支配株主 持分 | 純資産合計 |
|--------------------------|----------------------|-------------|--------------|----------------------|-----------------------|-------------|---------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ 損益 | 為替換算 調整勘定 | 退職給付 に係る 調整累計額 | その他の 包括利益 累計額合計 | | |
| 当 期 首 残 高 | 302 | △33 | △589 | 328 | 7 | 2,201 | 154,389 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | | | | △1,148 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | | | 3,227 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | △0 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額) | △80 | 33 | 1,662 | 103 | 1,720 | 22 | 1,742 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | △80 | 33 | 1,662 | 103 | 1,720 | 22 | 3,821 |
| 当 期 末 残 高 | 222 | - | 1,073 | 431 | 1,727 | 2,223 | 158,211 |

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-------------------|----------------|-----------------|----------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 91,800 | 流動負債 | 30,690 |
| 現金及び預金 | 57 | 買掛金 | 10,495 |
| 売掛金 | 21,729 | 未払金 | 2,194 |
| 製品 | 6,385 | 未払法人税等 | 1,206 |
| 半製品 | 9,912 | 預り金 | 14,042 |
| 原材料 | 1,799 | 修繕引当金 | 804 |
| 仕掛品 | 531 | 事業構造改善引当金 | 13 |
| 貯蔵品 | 4,358 | その他 | 1,933 |
| 未収入金 | 9,345 | 固定負債 | 3,901 |
| 1年内回収予定の関係会社長期貸付金 | 3,289 | 繰延税金負債 | 396 |
| 預け金 | 34,185 | 退職給付引当金 | 2,070 |
| その他 | 206 | 事業構造改善引当金 | 1,122 |
| | | その他 | 311 |
| 固定資産 | 86,789 | 負債合計 | 34,592 |
| 有形固定資産 | 55,477 | (純資産の部) | |
| 建物 | 4,244 | 株主資本 | 143,775 |
| 構築物 | 963 | 資本金 | 8,769 |
| 機械及び装置 | 13,263 | 資本剰余金 | 11,771 |
| 車輛及び運搬具 | 27 | 資本準備金 | 11,771 |
| 工具器具及び備品 | 1,843 | その他資本剰余金 | 0 |
| 土地 | 29,953 | 利益剰余金 | 127,773 |
| 建設仮勘定 | 5,181 | 利益準備金 | 527 |
| 無形固定資産 | 6 | その他利益剰余金 | 127,245 |
| その他 | 6 | 資産圧縮積立金 | 4,421 |
| 投資その他の資産 | 31,305 | 特別積立金 | 35,300 |
| 投資有価証券 | 532 | 繰越利益剰余金 | 87,523 |
| 関係会社株式 | 10,468 | 自己株式 | △4,539 |
| 関係会社長期貸付金 | 23,157 | 評価・換算差額等 | 222 |
| 長期貸付金 | 0 | その他有価証券評価差額金 | 222 |
| その他 | 604 | | |
| 貸倒引当金 | △3,458 | | |
| | | 純資産合計 | 143,997 |
| 資産合計 | 178,589 | 負債・純資産合計 | 178,589 |

損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-----------------------|-------|--------|
| 売 上 高 | | 91,826 |
| 売 上 原 価 | | 81,819 |
| 売 上 総 利 益 | | 10,006 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 5,361 |
| 営 業 利 益 | | 4,645 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金 | 1,476 | |
| 雑 収 益 | 502 | 1,979 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 62 | |
| 雑 損 失 | 779 | 842 |
| 経 常 利 益 | | 5,783 |
| 特 別 利 益 | | |
| 固 定 資 産 売 却 益 | 433 | 433 |
| 特 別 損 失 | | |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 | 1,515 | 1,515 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 4,700 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 1,974 | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △180 | 1,793 |
| 当 期 純 利 益 | | 2,906 |

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | |
|-------------------------|---------|-----------|-----------------|---------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | |
| | | 資 本 準 備 金 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 |
| 当 期 首 残 高 | 8,769 | 11,771 | 0 | 11,771 |
| 当 期 変 動 額 | | | | |
| 積立金の取崩 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | |
| 当期純利益 | | | | |
| 自己株式の取得 | | | | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - |
| 当 期 末 残 高 | 8,769 | 11,771 | 0 | 11,771 |

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | 自己株式 | 株主資本計 合 計 |
|-------------------------|-----------|-----------|---------|--------|---------|-------------|---------|---------|--------------|
| | 利 益 剰 余 金 | | | | | 利 益 剰 余 金 計 | 利 剰 余 計 | | |
| | 利 準 備 金 | その他利益剰余金 | | | 繰越利益剰余金 | | | | |
| 資産圧縮積立金 | | 特 別 積 立 金 | 繰越利益剰余金 | | | | | | |
| 当 期 首 残 高 | 527 | 4,512 | 35,300 | 85,674 | 126,014 | | △4,538 | 142,017 | |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | | | |
| 積立金の取崩 | | △90 | | 90 | 0 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | △1,148 | △1,148 | | | △1,148 | |
| 当期純利益 | | | | 2,906 | 2,906 | | | 2,906 | |
| 自己株式の取得 | | | | | | | △0 | △0 | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | △90 | - | 1,849 | 1,758 | | △0 | 1,757 | |
| 当 期 末 残 高 | 527 | 4,421 | 35,300 | 87,523 | 127,773 | | △4,539 | 143,775 | |

(単位：百万円)

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-------------------------|------------------|------------------------|---------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | |
| 当 期 首 残 高 | 302 | 302 | 142,319 |
| 当 期 変 動 額 | | | |
| 積立金の取崩 | | | |
| 剰余金の配当 | | | △1,148 |
| 当期純利益 | | | 2,906 |
| 自己株式の取得 | | | △0 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | △80 | △80 | △80 |
| 当期変動額合計 | △80 | △80 | 1,677 |
| 当 期 末 残 高 | 222 | 222 | 143,997 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

大阪製鐵株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 和 田 安 弘
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 大 東 俊 介
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大阪製鐵株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大阪製鐵株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2025年1月31日開催の取締役会決議及び2025年2月14日付け取締役会決議に基づき、2025年4月10日に自己株式を取得している。
2. 連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2025年1月31日開催の取締役会決議に基づく自己株式の消却について、2025年4月8日付けの取締役会決議により、消却を中止する旨を決定している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

大阪製鐵株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 和田 安弘
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大東 俊介
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大阪製鐵株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2025年1月31日開催の取締役会決議及び2025年2月14日付け取締役会決議に基づき、2025年4月10日に自己株式を取得している。
2. 個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2025年1月31日開催の取締役会決議に基づく自己株式の消却について、2025年4月8日付けの取締役会決議により、消却を中止する旨を決定している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第47期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針及び計画等を定め、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」といいます。）の整備・運用状況を重点監査項目として設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針及び計画等に従い、取締役、内部統制グループ、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、説明を求めました。また、内部統制システムに関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づく内部統制システムの整備・運用状況については、取締役等の説明を受け、これを精査し、意見を表明いたしました。さらに、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施していることを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況、監査の方法及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任あずさ監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類並びに計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月15日

| | | | |
|----------|------|--|---|
| 大阪製鐵株式会社 | 監査役会 | | |
| 常勤監査役 | 白石宏司 | | Ⓔ |
| 社外監査役 | 高見秀一 | | Ⓔ |
| 社外監査役 | 杉本茂次 | | Ⓔ |
| 監査役 | 後藤貴紀 | | Ⓔ |

以上

株主総会会場ご案内図

会場 大阪市中央区本町橋2番8号
大阪商工会議所 6階 末広の間



交通

地下鉄堺筋線・中央線「堺筋本町」駅 1 12 番出口から徒歩8分
地下鉄谷町線・中央線「谷町四丁目」駅 4 番出口から徒歩8分

*当社として専用の駐車場はご用意しておりませんので、ご出席の際には、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

当日御出席の株主様へのお土産の御用意はございません。何卒御理解くださいますようお願い申し上げます。